

社会福祉法人 桜 丘 会

指定 桜の園訪問リハビリテーション・桜の園介護予防訪問  
リハビリテーション 運営規程

# 指定 桜の園訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテ ーション運営規程

第1条 社会福祉法人桜丘会 介護老人保健施設桜の園が実施する指定訪問リハビリテ  
ーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）の適  
正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適  
正な指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供す  
ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 介護老人保健施設桜の園が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防  
訪問リハビリテーションの従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能  
力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、作業療法その他必要なりハビ  
リテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施にあた  
っては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となること  
の予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計  
画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施にあた  
っては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの  
綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、  
職員に対し、必要な措置を講じます。

5 誰であっても、であっても、誰からも、ハラスメントを受けることがない介護サ  
ービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じます。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 : 桜の園訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 : 秋田市下北手梨平字登館8番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従業者の職  
種、員数及び職務の内容は次の通りとする。必置職については法令の定めると  
ころによる。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

理学療法士等(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士) 1名 以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び8月13日から15日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(事業の実施地域)

第7条 業務を実施する地域

秋田市 {東圏域,中央圏域,南圏域(一部地域を除く)}

(利用料等その他の費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その額に介護保険負担割合証の割合を乗じた額とする。利用料金表は別紙のとおりとする。

(苦情処理)

第9条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第10条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(感染症対策)

第11条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の

各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を三か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染対策委員会で随時見直しを行う。
- (3) 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための必要な研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるものの他、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(虐待の防止)

- 第12条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。
- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止のための定期的な研修を新規採用時及び年2回以上実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 3 職員は、高齢者虐待防止法を順守し、入居者等への家族等からの虐待が疑われる場合には、入居者等の保護とともに家族関係の改善を図ることとし、関係機関、区(市町村)に通報する。

(職場におけるハラスメントへの対応)

- 第13条 事業所は、継続的なサービス提供のために、職場におけるあらゆるハラスメントに対して、以下の措置を講じる。なお、当該ハラスメントには、入居者等及びその家族等から職員に対する著しい迷惑行為を含む。
- (1) ハラスメントに関する方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に対してその方針を周知・啓発する。
  - (2) 職員、入居者等及び家族等からのハラスメントにかかる相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

(事業継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者等に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画(以下、業務継続計画という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を新規採用時及び年2回以上定期的実施するとともに、必要な訓練を年2回以上定期的実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第15条 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の入口付近に掲示するとともに、社会福祉法人桜丘会のホームページに掲載する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか個人情報保護法等、運営に関する重要事項は社会福祉法人桜丘会の介護老人保健施設桜の園が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 7月18日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成30年12月10日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 4月30日から施行する。